
第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和4年6月7日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月7日 午前9時開会

- | | |
|---------|------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
-

出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | | |
-

欠席議員(2番 伊藤好晴)

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。2番、伊藤好晴議員から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、9番、平石玲児議員、10番、戸谷ひとみ議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

6月2日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会副委員長より、委員会の報告を求めます。8番、安部丘議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘副委員長。

○議会運営委員会副委員長（安部 丘） おはようございます。委員長は欠席ですので代わって報告いたします。

去る6月2日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたのでご報告いたします。

会期は、本日から6月17日までの11日間とします。

日程を説明します。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

8日と9日は休会とし、10日に本会議を再開し一般質問を行います。

11日と12日は休会とし、13日から16日まで各常任委員会及び、予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終17日は午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会副委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日6月7日から17日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月7日から17日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、4月4日に、令和4年度第1回島根県町村議会議長会臨時総会に出席し、「地方分権時代にふさわしい議員報酬の充実及び政務活動費の導入に関する決議」、「ロシアによる侵略行為に対する非難決議」を決議しておりますのでご報告をいたします。

これらの関係書類につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、現金出納検査結果報告をいたします。監査委員から3月定例会以降、本日までに実施された現金出納検査の結果の報告がありました。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） おはようございます。

そういたしますと、去る5月24日に執行した例月現金出納検査報告書を、議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 4 号

令和4年5月24日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和4年4月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和4年4月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認められる。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

なお、令和4年4月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第4号から報告第7号、及び承認第1号から議案第54号までの22議案を、一括上程いたします。

日程第5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。本日、令和4年第3回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、国政につきましては、先月末に岸田政権で初となる経済財政運営の指針「骨太の方針」の案が示されたところであります。

この案では、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」に関する項目を設け、重点分野として、賃上げや社会人の学び直しなどの「人」への投資をはじめ、「科学技術」への投資、「起業」への投資、「脱炭素社会の実現に向けた取組」や「デジタル時代に相応しい様々な環境整備等」への投資などが盛り込まれております。

また、少子化対策や女性活躍、デジタル化による地方の活性化を目指す「デジタル田園都市」などを挙げられたほか、「関係人口の創出・拡大等の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組を後押しする」など、社会課題の解決に向けた取組が示されております。

この案に基づく国の動きに注視しつつ、町として必要な取組につきましては、迅速に対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

町民の皆様には、感染症対策の徹底にご理解とご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

また、医療機関及び福祉施設従事者の皆様にも、重ねて敬意と感謝を表する次第であります。

県内の新規感染者数は、3月下旬から連日100人を超え、4月は過去最高となる4,000

人を超えるなど、県東部での感染拡大が顕著となっておりますが、現在は減少している状況にあります。

本町におきましては、本年1月から感染者が確認されるようになり、先月は「集団感染（クラスター）」も確認されたところであります。

また、先月は教育委員会に勤務する町職員の陽性が確認されたため、2日間、本庁舎2階の教育委員会執務室を閉鎖したことから、大変ご不便ご心配をお掛けいたしました。

4月の自治区文書において、家庭内での感染対策について町民の皆様に改めて周知したところですが、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

なお、コロナウイルス対策として国が主体となって実施する「子育て世帯生活支援特別給付金」及び「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」につきましては、先月に補正予算を専決処分しており、対象となる世帯へ速やかに給付できるよう、準備を進めております。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

令和4年春の叙勲につきましては、受章者が発表され、本町からは小田の山碕 英樹さんが初代飯南町長として、本町の発展に寄与された自治功労としての功績により「旭日小綬章」の栄に浴されました。また、高齢者叙勲として、下赤名の西尾 隆夫さんが、赤来町議会議員などの功績により「瑞宝双光章」の栄に浴されました。

受章されたお二方のこれまでのご功労にあらためて敬意を表するとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、情報発信力の強化についてであります。

飯南町公式ホームページにつきましては、「知りたい情報が得やすく、知らせたい情報を伝えられるホームページ」をめざし、3月に全面リニューアルいたしました。現在は、情報の充実を図り、「飯南町の今」を閲覧者に分かりやすく伝えるための取組を推進しております。

また、さらなる情報発信を図るため、「町公式Instagram」の拡充や「LINE（ライン）の町公式アカウント」の作成など、SNSを活用した情報発信の取組も強化しております。

引き続き様々な媒体を活用し、閲覧者が本町に興味や関心を持っていただけるだけでなく、知りたい情報を取得しやすいよう、分析や創意工夫を図ってまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合についてであります。

昨年 10 月に認定された「飯南町地域づくり協同組合」は、先月、新たに 2 法人が組合員として承認されており、町内事業所の組合員数は 18 法人となりました。派遣労働職員数につきましては、本年度の最終的な職員数が 6 名になるよう採用を計画されておりましたが、来月には 3 名が採用される予定であることから、当初の採用計画を達成できる見込みであるとお聞きしております。

町としましては、この制度によって人材不足の解消や人口減少対策へとつなげていき、都会から本町への「人の流れ」を作ってまいりたいと考えております。

次に、住民主体の地域づくりについてであります。

本町では、住民主体の魅力ある地域づくりを推進し、U I ターンの促進につながる取組を支援するため、令和 2 年度に「飯南町みんなでつくる価値ある『いいなん暮らし』創生補助金」を創設しております。

自治区単位で、補助金の活用を検討いただいているところでありますが、野萱自治区振興会におきましては、来島連坦地内にあります旧塩屋旅館の改修を支援され、同施設は「C a f e a n d G a l l e r y 鐘や」として先月 1 日にオープンされております。

この施設では、絵画や現代工芸など様々な企画展示を楽しめる「ギャラリー」や、学習支援館を利用する中高生を支援するための「中高生食堂」があり、地域の賑わいや活性化が図られると期待しております。

この補助金の交付期限は、令和 6 年度までとしていることから、町としましては、各自治区で補助金の活用も踏まえた主体的な取組が進むよう、支援を強化してまいります。

次に、若者と女性の活躍支援についてであります。

先月 24 日から 30 日まで、松江市内において「飯南の輝く女性展」が開催されました。この企画は、「町内で生き生きと活動する女性を広く紹介したい」との思いから、町内有志による実行委員会が立ち上げられて開催されたものであり、会場には、絵本作家のかげやままきさん、おし花グループ、先月オープンした「鐘や」のギャラリーを運営する画家、山浦めぐみさんの作品が展示されておりました。

訪れた方に本町の魅力を知っていただく良い機会になったのではと感じるとともに、町としましては、若者や女性の参画による企画や提案を、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

なお、今回の展示会には「飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金」が活用されておりますが、本年度は当初の見込みを上回る団体数が事業の実施を検討されていることから、

補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ブランドメッセージづくりプロジェクトについてであります。

本年度の事業として、「まち」の魅力や目指す姿を表した言葉「ブランドメッセージ」を、町民の皆様と作成し、協働のまちづくりを進めるプロジェクトを行っております。
28名の参加者とともに全5回の話し合いを行い、先月の最終回では、5つのグループからメッセージの（案）を作成していただいたところであります。
今後は、複数の（案）に対し、町民の皆様や本町に関わりのある方から投票いただき、それを基に本町のブランドメッセージを決定したいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

本町におけるマイナンバーカードの交付率は、5月22日時点で53.1%となり、島根県全体の交付率（43.7%）を上回り、県下で第2位となっております。
カードの申請をはじめとする各種手続は、昨年度に機器を整備したことにより、本庁舎及び各支所の全ての窓口で受付が可能となっております。
カードを作成された方には、健康保険証利用や公金受取口座の登録により、国から買い物等に使用できる「マイナポイント」が、1人あたり最大2万円相当付与されるサービスもあることから、町としましては、まだお持ちでない皆様に、マイナンバーカードを取得いただくよう、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、学校教育についてであります。

本年度は、小学校に27名、中学校に30名の児童生徒を迎え新年度がスタートし、子どもたちは元気に学校生活を送っております。

しかしながら、4月21日以降、町内学校関係者に複数のコロナウイルス感染者が確認されたことから、2つの町立学校の休校と先月に予定していた小学校の修学旅行の延期を余儀なくされたところであります。

今後、学校での感染防止対策をさらに徹底し、子どもたちの学びを保障するとともに、感染者を特定する行為や誹謗中傷などないよう指導啓発も行うなど、健全な学校運営に努めてまいります。

なお、コロナ禍で部活動に様々な制限がかかる中、今月2日から開催された雲南市・飯南町中学校総合体育大会において、本町の生徒たちは練習の成果を十分に発揮し、それぞれの種目で健闘しました。

感染防止対策に細心の注意を払いながらご指導いただいた先生方、そして目標に向けて

頑張る生徒たちの姿は、私たちに元気と感動を与えてくれました。

次に、教育環境基本方針検討委員会についてであります。

第1回の検討委員会を今月27日に開催し、会議の主旨説明や現状、課題、今後のスケジュールなどをお示しし、検討委員の皆様とともに今後の本町の教育環境について意見交換を始めたいと考えております。

なお、この会議に続いて、島根大学教育学部の作野広和教授によるシンポジウムを計画しておりますので、学校関係者や町民の皆様にもご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、小中学校屋内運動場の照明LED化についてであります。

このたび、国の補助事業（防災機能強化事業）の内示がありましたので、この事業を活用して町内小中学校の屋内運動場にLED照明を整備することといたしました。

近年、多発する豪雨災害や大規模地震などの際に、児童生徒や住民の避難所となっている屋内運動場の照明をLEDに更新するものであり、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

昨年度は、コロナウイルスの影響により県外生対象のオープンハイスクールや従来の説明会等が実施できなかったこともあり、飯南高校の入学者数を心配しておりましたが、本年度は63名が入学し、そのうち県外からは6名が入学いたしました。

これにより、全校生徒数は181名で、町内80名に対して町外101名（県外23名、県内78名）となり、引き続き町外生が町内生を上回る状況となっております。

また、飯南高校の活性化や魅力づくり、未来像を繋いでいくために、本年度から町職員1名を「学校経営補佐官」として配置しております。

これにより高校と地域・社会・行政との連携を密に図り、高校の存続や生徒数の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

町内の多くの圃場の水稻育苗を担っている「飯南町育苗センター」につきましては、生産環境を改善するため、昨年度、自動かん水設備等の整備に取り組み、本年3月に完成いたしました。

完成直後から、本年産水稻苗の育苗を開始し、順調に生産することができており、安心

しているところであります。

本年度は、経年劣化で老朽化した育苗設備本体の更新も予定しております。本町の水稻栽培の根幹となる施設として、今後も安定した生産ができるよう、整備を進めてまいります。

次に、全国和牛能力共進会についてであります。

本年10月、鹿児島県で開催される「第12回全国和牛能力共進会」まで残り4カ月となりました。

現在町内では、来月13日の県最終選考に向け、若雌区（第3区）の候補牛1頭、総合評価群（第6区）の候補牛1頭を絞り込み、関係者による巡回指導、飼養管理に努めていただいております。

候補牛が県代表を勝ち取ることはもちろんのこと、しまね和牛、特に奥出雲和牛のレベルの高さを全国に向け発信できるよう、関係者一丸となって取組を進めてまいります。

次に、飼養豚の伝染病対策についてであります。

近年、全国的に野生イノシシや飼養豚に「豚熱」の感染が拡大しており、これまで本州の東北から近畿にかけて感染が確認されていましたが、本年3月下旬に山口県岩国市と広島県大竹市で相次いで野生イノシシから豚熱感染が確認されております。これをきっかけに、国は島根県を「豚熱ワクチン接種推奨地域」に指定しましたが、先月19日に吉賀町で発見された野生イノシシから、県内初となる豚熱感染が確認されたところであります。

県は、県内各地の養豚農場でワクチン接種を行っておりますが、飼養豚で豚熱陽性が確認されると、養豚農場の全頭を処分する防疫措置が行われますので、何としても飼養豚への感染を防がなければなりません。

本町は、県東部で唯一養豚農場を有し、約7千頭が飼養されておりますので、細心の注意を払う必要があることから、今後も県と連携し、必要な対策を講じてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

これまで、町はコロナウイルスの影響を受けた町内事業所に対する資金確保の支援や感染拡大防止対策に対する支援として、第1弾から第4弾の「応援金」を創設し、支援を行ってきたところであります。

現在は、「飯南町元気回復券」第3弾を実施していますが、町民の皆様にご好評をいただいているところであり、町内事業所の支援にもつながっております。

また、コロナウイルスの影響により、IT産業の新たな働き方が急速に拡大・浸透してい

ることから、町内でのサテライトオフィス（企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模な事務所）の整備、IT関連企業等の誘致に向けた立地環境調査を行い、町外からの新たな人材確保にも繋がるよう、取組を進めてまいります。

次に、観光の振興についてであります。

先月9日から15日まで「第47回飯南町ぼたんまつり」が開催されました。コロナウイルスの感染状況を考慮し、昨年に引き続きメインイベント（飲食ブース、ステージイベント等）は実施されませんでした。が、「ぼたんまつり思い出展」等の代替企画もあり、咲き誇るぼたんとともに、訪れた方に楽しんでいただけたところでもあります。

今月12日に予定されておりますポピー祭につきましては、同様にステージイベントや飲食ブースは実施されませんが、「志津見湖フォトコンテスト」の写真展示や「特産品抽選会」などが行われる予定であり、ご来場の皆様にはゆっくりとフラワーバレーの景観を楽しんでいただけるものと期待しております。

また、NPO法人サイクリストビューの主催により大万木山周辺で開催されておりました「飯南ヒルクライム」につきましては、令和元年の大雨による中止以降、イベントを実施されておりましたが、来月3日に会場を変更して新たに開催されることとなりました。今回から、美郷町の大和地区がスタート地点となり、本町の谷地区を抜けて上赤名地区向谷をゴール地点とされており、延長約7.7km、高低差400mの新しいコースとして開催されます。

コロナウイルスの感染対策が必要な中ではありますが、少しずつ町内でのイベント等が再開に向かっており、町全体の活性化に繋がっていくことが期待されます。

次に、大しめ縄の製作についてであります。

飯南町注連縄企業組合におかれましては、来月に架け替えが予定されている茨城県の常陸国（ひたちのくに）出雲大社から、大しめ縄の製作依頼を受け、大しめなわ創作館において鋭意製作が進められております。

この大しめ縄は、出雲大社神楽殿に匹敵する「日本最大級の大きさ」となるようであり、マスコミ取材も多く受けられ、テレビ等を通じてPRがなされていることから、本町の知名度向上に繋がることが期待されます。

次に保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

ワクチン接種の対象が拡大された5歳から11歳の子どもへの接種につきましては、4月9日と4月30日に集団接種を行い、92名が2回目の接種を終了しております。

12 歳から 17 歳の方を対象とした 3 回目の接種は、今月 11 日に集団接種を実施する予定であり、これにより本町では約 75%の方が 3 回目の接種を終える見込みであります。なお、4 回目の接種につきましては、60 歳以上の方と 18 歳から 59 歳までの基礎疾患がある方が対象であることから、18 歳以上で 3 回目の接種を終了した方に希望調査を行っております。接種を希望された方には、順次ご案内する予定で準備を進めております。

次に、介護職員の処遇改善についてであります。

国からは、介護職員の処遇改善について、介護保険事業を運営する事業所だけでなく、介護保険事業以外の高齢者福祉施設においても、改善を求められております。本町では、「養護老人ホーム琴引の里」が対象施設となり、同施設から本年 1 月に「処遇改善に関する要望書」を受理しております。

町としましても、少しでも処遇が改善できればと考えており、雲南圏域の入所判定会を構成する雲南市、奥出雲町と協議を重ね、処遇改善に向けて対応するとの合意に至り、このたび本町においても処遇改善加算の算定を行うこととし、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地域医療（病院事業）の充実についてであります。

医師の体制につきましては、吉村美咲先生の退任に伴い、4 月から新たに馬淵沙弥佳先生に着任いただいたところであります。

また、総合診療専門医を目指す専攻医としてお勤めいただきました文田昌平先生の退任に伴い、4 月からは、槇野貴文先生が専攻医としてお勤めいただいております。

これにより、昨年度と同じ常勤内科医師 6 名、常勤歯科医師 1 名の体制で飯南病院、来島診療所及び各出張診療所の運営を行っております。

その他、診療支援をいただく派遣医師につきましても、島根県、島根大学医学部、雲南市立病院から引き続きご支援、ご協力をいただいております、非常勤医師につきましても、これまで同様にご協力をいただいております。

本年度は、総務省が求める「公立病院経営強化プラン」の策定に取り組むこととしております。経営改善を図るとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するために、本町に相応しいプランとなるよう策定作業を進めてまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住施策の推進についてであります。

本年度における新たな定住施策として「新築住宅建築支援事業」等を整備し、事業を実施しております。

この事業は、UIターン者及び町内在住者のうち、次世代を担う方が町内に自ら住宅を建築して住んでいただけるよう、建築費等を支援するものでありますが、併せて空き家購入に対する補助金の創設や増改築、下水道接続への支援の拡充などを行っております。制度の周知以降、多くの方からお問い合わせをいただいております、当初の予想を上回る申請者数が見込まれることから、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後は、本年度に林業の振興として新たに開始いたしました「町産材の住宅活用への支援」と組み合わせ、住宅の建築にご活用いただけるようPRを強化するとともに、関係各課が連携して定住人口の拡大につながるよう取り組んでまいります。

次に自動運転サービスについてであります。

昨年10月から開始した自動運転サービスは、先月12日現在で延べ486名、1日あたりの平均利用人数は平日が3.3人、休日が4.0人であり、秋の観光シーズン終了とともに利用が伸び悩み、特に冬期間の利用が落ち込んでおります。

また、利用者は町外の方が約8割と高くなっており、町民の皆様の利用が少ない状況にあります。

今後は、身近な移動手段として町民の皆様にご利用いただけるよう、赤名地区の自治会活動や福祉活動などとも連携し、さらなる利用促進に努めてまいります。

次に、災害に対する備えについてであります。

本町におきましては、昨年7月の「今までに経験したことのない大雨」により、道路や河川、農地や農業用施設などに甚大な被害を受け、現在も復旧事業に取り組んでいるところであります。

近年の多発、激甚化する自然災害に対しては、日頃からの訓練や備えが重要であると考えており、昨年に続き、公民館や自治区などの小さな単位で実施される訓練等の支援を行ってまいります。

大雨により災害が発生するおそれがある場合には、空振りを恐れず、避難指示などの避難情報を迅速に発令してまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、「自らの命は自らが守る」という意識をお持ちいただき、主体的に早めの避難をお願いいたしますとともに、日頃からの備えとして、非常時の持ち出し品の準備などをお願いいたします。

また、先月23日には、飯南町社会福祉協議会と赤来ライオンズクラブ、頓原ライオンズクラブが「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結されております。この協定の締結により、災害時のボランティア活動が円滑に進むものと期待しているとこ

ろであります。

次に、災害復旧事業についてであります。

昨年度に発注した災害復旧工事の進捗率は、町内業者のご尽力により、先月末時点で農地災害 62%、農業用施設災害 51%、河川災害 26%、道路災害 50%となっており、残る箇所につきましても早期完了に向け事業を進めております。

本年度における発注状況は、公共土木施設災害で 26 件、林道災害で 5 件を発注したところであり、来月以降に農地・農業用施設災害等の残事業を順次発注し、早期復旧に努めてまいります。

今後、出水期となりますので、被災した箇所を含めパトロール等の警戒にも努めてまいります。

次に、生活道の整備と安全確保についてであります。

県営事業につきましては、本年度は災害復旧を優先されてたことから、継続事業の農道整備事業 2 路線の工事が進められております。

また、赤名川改修や赤名地区での急傾斜対策事業、国道 184 号の線形改良、野萱地区での砂防工事等につきましては、来年度の工事に向けた調査設計、用地買収等が行われる見込みであります。

平成 28 年から地元要望があった「国道 54 号下赤名東下の歩道整備」につきましては、国において事業採択されたことにより、松江国道事務所において 3 カ年計画で整備がなされることとなり、本年度は、調査設計が行われる予定であります。

国及び県主体の事業におきましては、町としても連携して事業の進捗を図ってまいります。

次に、上下水道の接続促進についてであります。

上下水道の接続率は、年々、向上してきておりますが、特に合併浄化槽の接続率が増加している状況にあります。

本年度におきましては、合併浄化槽設置 10 基分の整備を想定しておりましたが、既に 10 基を上回る要望をいただいていることから、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、次期可燃ごみ処理施設の整備についてであります。

雲南圏域における次期可燃ごみ処理施設の整備につきましては、昨年度末に基本構想が完成し、1 市 2 町での広域化・集約化による施設整備が、経済性、環境保全性の観点か

ら最も有効であるとの結果がまとまりました。

これにより、町としましては、雲南圏域での広域処理に参加し、安全・安心で安定したごみ処理を実施できるよう、施設整備を進めたいと考えております。

次に、令和4年度一般会計補正予算についてであります。

はじめに、コロナウイルス対策として、国策であります非課税世帯等への10万円給付、同じくひとり親世帯等への子ども一人あたり5万円給付を迅速に行うため、2千2百万円余の補正予算を専決したところであり、本定例会にその承認を求めるものであります。また、主な補正予算案としましては、期待を寄せられている新築住宅建築支援事業の追加として5百万円余、小中学校屋内運動場のLED照明整備に3千3百万円余、来島牧場増頭計画事業の追加補助として2千万円など、総額7千9百万円余を計上しております。今回提案いたします議案は、令和3年度繰越明許費の報告など、報告案件4件、専決処分の承認を求める、承認案件5件、条例改正など議決を要する案件7件、令和4年度一般会計補正予算(第2号)など、予算案件6件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で10時10分といたします。

午前9時51分休憩

.....
午前10時08分再開

日程第6 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6、提案理由の詳細説明を行います。

報告第4号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第4号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決処分書です。専決第 4 号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 10 日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 個人。

2. 損害賠償の額。金 108,702 円。

3. 事故の概要。令和 4 年 4 月 2 日午前 8 時頃、町道程原線内において、相手方が運転する軽自動車横断溝のグレーチングを踏んだ際、グレーチングの跳ね上がりにより車両底部が損傷したものです。この原因箇所につきましては、既に修復しております。今後も定期パトロールによる不具合の早期発見、修繕を引き続き実施し、再発防止に努めてまいります。

次ページには、示談書を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 5 号、令和 3 年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。報告第 5 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により、別紙のとおり令和 3 年度予算を繰り越したので同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

ページをめくっていただきまして、令和 3 年度飯南町一般会計繰越計算書です。それぞれ繰越事業の財源内訳を記載しております。めくって裏のページの方ご覧ください。一番下の合計欄ご覧ください。

一般会計の繰越事業は、全部で 26 事業。昨年は 28 事業でしたのでほぼ事業数としては同じですが、繰越総額につきましては、12 億円余と昨年の 3.4 億から大幅に増加しております。その主たる原因としましては、災害復旧のものでありまして、増額の半分近い 5.7 億をこの災害で占めております。

また、災害以外の方では、1 ページの方の真ん中どこかにありますけども、乳用牛の生産振興で 4.1 億円余、など大きなものがありましてこれらが押し上げている要因となっているところです。言い換えれば通常の事業としましては、約 2 億と、例年に比べ抑えられているところでもあります。

その財源内訳につきましては、国県支出金が、合計欄の方です。国県支出金の方が 9 億 6,505 万 4 千円。町債 1 億 2,140 万円。その他特定財源 918 万 7 千円。一般財源 1 億 583 万 6 千円です。

ページめくっていただきまして、参考資料としまして本年 5 月 31 日時点の繰越事業の進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、その発注予定月、あるいは完成予定月を記載しております。先ほど申し上げましたように 26 事業ではありますけども、災害の方が 165 件など数があるものがありまして、契約自体は 206 件あります。

その中でも今月もあわせて完了済みが 48 件ありまして、その内の災害に関するものは 42 件であります。災害に関しては残り 120 件以上あるところですけども、行政報告で申し上げましたとおり、早期の復旧に業者も含めて懸命に作業されているところです。

一方、未契約が特殊な要因であるこの災害を除きまして 3 件ありますけども、すべて今月に発注予定であります。

令和 3 年につきましては、災害関係で大きな額と件数になっていますが、早期の着工から完了に心掛けまして適正な事業進捗管理に努めてまいります。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 6 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について、及び報告第 7 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第 6 号について説明します。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定により、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

ページをめくっていただきまして、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書について説明します。

まず最初に上段の地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越額です。それぞれの事業の財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。

繰越事業は 2 事業。繰越の総額は 500 万円となっておりますその財源につきましては、企業

債 370 万円、工事負担金 129 万 1 千円、損益勘定留保資金 9 千円です。

次に下段の地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定による繰越額です。繰越事業は 1 事業で、繰越額は 92 万 4 千円です。財源内訳は、全額損益勘定留保資金となっております。

次のページをお願いいたします。こちら 5 月 31 日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。

建設改良費につきましては、2 事業とも契約済みでありいずれも 9 月完了を予定し、現在進めております。

営業費用につきましては、1 事業で、こちらは契約済みでありまして 5 月中に完了したところであります。報告第 6 号についての説明は以上です。

続いて報告第 7 号について説明いたします。

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いいたします。令和 3 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書について説明します。

事業の財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。継続費繰越事業は 1 事業で、継続費の総額は 540 万円です。繰越額は同額の 540 万円となっており、その財源につきましては、全額損益勘定留保資金でございます。

次のページをお願いします。5 月 31 日時点の継続事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しております。

営業費用 1 事業でありまして、6 月契約予定で年度末完了を予定しております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。承認第 1 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和 4 年 3 月 31 日。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。専決第 1 号、専決処分書です。

飯南町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日。飯南町長。

1 ページより改正文を付けていますが読み上げは省略し、6 ページの説明資料にて説明します。6 ページをお願いします。

まず一つ目、提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、飯南町税条例等の一部を改正するものです。

続いて、改正条例の概要、2 番です。まず一つ目、今回の改正は 2 条だてになっておりまして、まず第 1 条。税条例本体の改正です。まず一つ目が、証明書の交付及び台帳の閲覧において、人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合、住所に代わる事項を記載したもので対応するための規定の整備です。これは第 18 条の 4、第 73 条の 2、3 に関するものです。

続いて、個人の町民税において、総合課税又は分離課税にかかる内容を確定申告書の記載により行うための規定の整備。こちらは第 33 条、第 34 条の 9、附則第 20 条の 2、3 にかかるものです。

続いて、給与所得者又は公的年金等受給者等における、住民税申告義務に係る規定の整備。また項ずれの反映が、第 36 条の 2 の関係です。

続いて、同じく給与所得者又は公的年金等受給者において、扶養親族等の申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の所要の措置を講ずるための整備。こちらは第 36 条の 3 の 2、3 の 3 の関係です。

続いて、法改正に伴う項ずれの反映が、第 48 条、附則第 10 条の 2、第 53 条の 7 の関係です。

続いて、住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長。これは令和 7 年度までに居住したものについて、現在の令和 15 年度から 20 年までに 5 年間の延長。それから見直しに伴う規定の整備です。附則第 7 条の 3 の 2、附則第 26 条の関係です。

続いて、省エネ改修工事等を行った住宅に係る特例の拡充に伴うものが、附則第 10 条の 3 です。

それから、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現在の 5 % から 2.5 % までに下げるもの。これは令和 4 年度に限っての整備であります。附則の第 12 条の関係です。

続いて 7 ページをお願いします。申告分離課税を、所得税での適用を受けた場合に限り適用することに伴う規定の整備。こちらが附則の第 16 条の 3 の関係です。

それから、引用条項の削除に伴う規定の整備が、附則の第 17 条の 2 です。

続いて、第 2 条関係。こちらは令和 3 年度の税条例改正^分の改正になります。まず最初が、扶養親族の申告書の改正に伴う規定の整備。こちらが改正の第 1 条の関係です。

その他、字句の整理等もあわせて行っております。

3 つ目、施行期日ですが、原則の施行日は令和 4 年本年の 4 月 1 日ですが、省エネ改修工事等に係る特例の拡充、商業地等の課税標準の上昇幅をおさえるもの、これらが令和 4 年 4 月 1 日からの施行になります。

それから、その他で、住宅借入金等特別税額控除の関係、扶養親族申告書の改正等に伴う規定の整備等が令和 5 年 1 月 1 日から。

その他のものについて令和 6 年 1 月 1 日、4 月 1 日の施行期日になっております。

次の 8 ページから、新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。承認第 2 号を説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和 4 年 3 月 31 日。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。

専決第 2 号。専決処分書です。飯南町国民健康保険条例（平成 17 年飯南町条例第 98 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日、飯南町長。

次 1 ページには改正条文をのせておりますが読み上げを省略し、2 ページの説明資料で説明します。2 ページをお願いします。

1. 提案理由です。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 44 号）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日付けで国民健康保険料の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。保険料賦課限度額【第13条の6、第13条の6の12】関係です。中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保険料の限度額の見直しがあり、基礎賦課額にかかる賦課限度額を65万円（現行63万円）に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額にかかる賦課限度額を20万円（現行19万円）に引き上げるものです。

3. 施行期日は、令和4年4月1日です。この条例による改正後の第13条の6、第13条の6の12及び第17条の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

次の3ページからは、新旧対照表をのせていますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第3号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和3年度飯南町一般会計補正予算（第12号）について。

処分年月日、令和4年3月31日。

令和4年6月7日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第3号。令和3年度飯南町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,337万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,952万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月31日 専決。飯南町長。

次に2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に 2 億 2,680 万円を追加し、42 億 6,247 万円。

款、国庫支出金。既決額に 6,007 万 5 千円を追加し、16 億 5,784 万 2 千円。

款、県支出金。既決額から 5,834 万 6 千円を減額し、8 億 2,910 万 8 千円。

款、財産収入。既決額に 460 万 8 千円を追加し、2,707 万円。

款、寄付金。既決額に 53 万 5 千円を追加し、1 億 6,190 万 9 千円。

款、町債。既決額から 1 億 30 万円を減額し、15 億 9,250 万円。

歳入合計。既決額に 1 億 3,337 万 2 千円を追加し、98 億 4,952 万 5 千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。

款、総務費。既決額に 2 億 1,937 万 2 千円を追加し、15 億 166 万 3 千円。

款、土木費。財源更正のため補正増減はなく、9 億 9,189 万 5 千円。

款、災害復旧費。既決額から 8,600 万円を減額し、12 億 3,485 万 8 千円。

歳出合計、既決額に 1 億 3,337 万 2 千円を追加し、98 億 4,952 万 5 千円。

ページをおめくりください。4 ページ、第 2 表 繰越明許費補正の追加です。

款、民生費。項、社会福祉費。事業名、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業。1,158 万 5 千円。こちらは国の経済対策によりまして、住民税非課税世帯等に 10 万円を交付する事業について、申請期限が年度をまたいでおりまして未申請世帯の申請対応するため繰越したものでございます。

項、児童福祉費。事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業。60 万 1 千円。これも同じく経済対策によりまして、児童 1 人当たり 10 万円交付する事業について、3 月に出生した児童分が 4 月に申請手続きが行われまして、年度を超えて交付するために繰り越したものです。

款、商工費。項、商工費。事業名、森林セラピー推進事業。237 万 6 千円。こちらは、セラピーコースの整備に必要な防腐処理をした木材が、ウッドショックによりまして年度内納入が困難となりやむを得ず繰り越したものです。

款、教育費。項、小学校費。事業名、小学校共通臨時管理費。177 万 3 千円。こちらは、年度末ですけれども、頓原小学校の受電設備が暴風によりまして倒木で破損いたしました。その際にですね高圧電線の不足によりまして手配に時間を要し、やむを得ず繰り越したものです。

ページをおめくりください。5 ページ、第 3 表 地方債補正、変更です。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し、4,320 万円減額し、変更後限度額、1 億 3,540 万円。

起債の目的、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し、5,710 万円減額し、変更後限度額、3 億 4,260 万円。これらはいずれも災害復旧工事に係る補助金の確定に伴う財源変更によるものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。総括

についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして7ページ。総括の方です。歳入の方は説明は省略しまして歳出。歳出合計の財源内訳です。国県支出金 433 万 9 千円の減。地方債 1 億 30 万円の減。その他特定財源 514 万 3 千円の追加。一般財源 2 億 3,286 万 8 千円の増であります。

めくっていただきまして、8ページ、歳入の方です。先月におきましては、歳出事業の確定による手続き上必要な補助金あるいは交付金。起債の精算に関わる必要最小限の補正としております。歳入につきまして概要の方説明します。

款、項、目、いずれも地方交付税。特別交付税は交付決定によるものですが、大幅な増額決定となりまして、2億2,600万余の補正額となり、特交総額の方は4割増の6億2,600万余となりました。

こちらの方は、主に豪雨災害による特別な措置があったため、国や県への要望活動も功を奏していると思われまして、今補正につきましてはこの財源で基金への戻し入れを行うこととしています。

参考までにですね、特公、普公あわせて昨年に比べて8.4%、3億以上の増でありまして、42億6,000万余で決算できる見込みです。

その下、14款、国庫支出金、その下の15款の県支出金、いずれも補助金等の確定に伴う増と減ですが、真ん中どころの災害復旧費国庫補助金につきましては、激甚指定によります査定設計費の補助金が認められ新たに計上しております。

下の方のページ、9ページ。財産運用収入は、12月から3月までの基金運用の利子の確定によるもの。

次の款、項、寄付金の方は、ふるさと応援寄附金の確定によるものですが、1億6,000万余で確定であります。

続く、款、項、町債。災害復旧債は、補助金確定による起債予定額の確定であります。歳入につきましては説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に、歳出について関係課長より説明を求めます。

那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。続いて10ページ、歳出の方です。概要の方は裏ページをご覧ください。

款、総務費、項、総務管理費、目、基金費につきましては、先ほど説明しましたよう

に、この特交の財源によりまして減債基金ほか3つの基金への積立を行っております。
減債、まちづくり、若者女性、この積立によりまして令和3年度分の充当は全額戻し入れとなっております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業につきましては、臨時道路除雪事業費補助金の交付決定による財源変更です。

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業につきましては、補助金額確定による財源変更です。

目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、県によります広域農道代行施工の委託料の精算に伴う減額8,600万円と、補助金確定によります財源変更を行うものです。

続いて目、林道災害復旧費。現年補助林道災害復旧事業につきましては、こちらも補助金額の確定による財源変更です。

続いて、11 ページ。目、農林水産業施設災害復旧費。農林水産業施設災害復旧応急復旧と、次の項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧応急復旧につきましては、いずれも査定設計費補助金によります財源変更です。承認第3号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。承認第4号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第4号）について。

処分年月日、令和4年3月31日。

令和4年6月7日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第4号。

第1条 令和3年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款、下水道事業費用。項、営業費用。事業名、農業集落排水施設維持管理適正化計画策

定業務。総額 540 万円。令和 3 年度年割額ゼロ円。令和 4 年度年割額 540 万円。
令和 4 年 3 月 31 日専決。飯南町長。

次の 2 ページをお願いいたします。継続費に関する調書です。
農業集落排水維持管理適正化計画策定業務を令和 3 年度から令和 4 年度の 2 カ年にわたり実施する計画で、年割額は令和 3 年度ゼロ円、令和 4 年度に全額の 540 万円を執行する計画です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第 5 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）について。

処分年月日、令和 4 年 5 月 20 日。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第 5 号。令和 4 年度飯南町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,232 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 5,813 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 20 日 専決。飯南町長。

2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。

款、国庫支出金。既決額に 2,232 万 8 千円を追加し、12 億 6,932 万 2 千円。

歳入合計。既決額に 2,232 万 8 千円を追加し、83 億 5,813 万 6 千円。

続いて歳出です。

款、民生費。既決額に 2,232 万 8 千円を追加し、13 億 3,464 万 4 千円。

歳出合計。既決額に 2,232 万 8 千円を追加し、83 億 5,813 万 6 千円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして4ページ、総括の方です。歳入の方は説明を省略しまして、歳出。歳出合計の財源内訳です。

本補正につきましては、財源はすべて国県支出金でありまして、2,232万8千円の増であります。

めくっていただきまして、歳入の方です。歳入の方はすべてこれも国庫補助金でありまして、今回のコロナ対策であります非課税世帯への10万円給付。そして子育て世帯への5万円給付、ひとり親世帯への5万円給付事業、すべて国の国庫補助金であります。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に、歳出について関係課長より説明を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。歳出について説明します。7ページをご覧ください。概要説明資料は1ページです。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。住民税非課税世帯等臨時特別支援事業につきましては、低所得の世帯に対し生活支援を行うための特別給付金として、令和4年度住民税非課税世帯分として146世帯、家計急変世帯分として10世帯、支給額は一世帯あたり10万円で、見込み値として計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）給付事業につきましては、低所得の子育て世帯への生活支援給付金事業で、住民税非課税世帯等について児童一人あたり5万円を給付するものです。

子育て世帯35人分と家計急変世帯25人分を計上しております。

○福祉事務所長（安部 農）

目、母子父子福祉費。子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）給付事業につきましては、低所得のひとり親世帯に対し支援を行うための給付金で、児童扶養手当受給者に支給するものとなります。対象児童数としましては58人。児童一人あたり5万円を見込み値として計上しております。

承認第5号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第42号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第 42 号について説明します。

飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 168 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出。飯南町長。

1 ページに改正文を付けていますが読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。

1. 提案理由です。令和 4 年 3 月 31 日に公布されました「所得税法等の一部を改正する法律」及び「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要としましては、法改正に伴う項ずれ等の反映です。

3. 施行期日は、公布の日としております。

3 ページに新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 43 号、土地改良事業計画について、及び、議案第 44 号、財産（乗用ステレオスプレーヤ）の取得についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。議案第 43 号について説明します。

土地改良事業の計画の概要を別紙のとおり定めたいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページに別紙を付けておりますが、読み上げは省略し、2 ページの資料で説明します。

まず、提案理由についてです。町が行う土地改良事業の計画の概要を定めるものです。

次、事業の概要についてです。

計画年度、令和 4 年度から令和 6 年度まで。

事業名、団体営農地耕作条件改善事業（加田地区）。

計画場所、飯南町下来島加田地内。

工事の概要、区画整理 3.7 ヘクタール。

事業費、8,980 万円です。

計画する場所は、資料にのせております位置図、平面図の箇所になりますのでご確認ください。

ださい。説明は以上です。

続いて、議案第 44 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。赤名観光体験農園乗用ステレオスプレーヤ。

1. 取得の目的。乗用ステレオスプレーヤの整備。

1. 取得の方法。指名競争入札。

1. 取得金額。6,034,600 円。(うち消費税相当額 548,600 円)

1. 契約する相手の住所及び名称。

島根県飯石郡飯南町野萱 1015 番地 4。有限会社みしま。代表取締役 三島三恵子。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 4 年度赤名観光体験農園乗用ステレオスプレーヤ購入事業。

入札の日時。令和 4 年 4 月 26 日(火) 午前 11 時 15 分。

落札金額。5,486,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県飯石郡飯南町野萱 1015 番地 4。有限会社みしま。代表取締役 三島三恵子。

入札金額、順位は資料のとおりでございます。なお、落札率でございますけども、74% となっております。落札金額 5,486,000 円に消費税相当額 548,600 円を加えた額、6,034,600 円が仮契約金額となります。

次のページには、仮契約書の写し、4 ページには購入する機材の写真を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 45 号、財産(消防軽積載車)の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長(長島 淳二) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長(長島 淳二) 番外。議案第 45 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和

22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。消防軽積載車 2 台。

1. 取得の目的。消防軽積載車の整備。

1. 取得の方法。指名競争入札。

1. 取得金額。14,300,000 円。(うち消費税相当額 1,300,000 円)

1. 契約する相手の住所及び名称。

島根県松江市学園 1 丁目 6 番 14 号。株式会社クマヒラセキュリティ松江支店。支店長
岡先利幸。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 4 年度飯南町消防軽積載車購入事業。

入札の日時。令和 4 年 5 月 31 日(火) 午前 11 時 05 分。

落札金額。13,000,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県松江市学園 1 丁目 6 番 14 号。株式会社クマヒラセキュリティ松江支店。
支店長 岡先利幸。

順位等をご覧のとおりです。落札率は 90%でした。落札金額に消費税相当額を加えた
額が仮契約の額となります。仮契約金額は、14,300,000 円です。

3 ページに物品売買仮契約書の写し、4 ページに車両の外観写真を付けていますので
ご覧ください。なお今年度は、第 4 分団と第 7 分団の車両を更新する予定にしています。
説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 46 号、財産(11 t 級除雪ドーザ)の取得について、及び、議案第 47 号、
財産(5 t 級除雪ドーザ)の取得についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(森山 篤) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 森山建設課長。

○建設課長(森山 篤) 番外。議案第 46 号について説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯
南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。除雪ドーザ（タイヤ式 11t 級）。

1. 取得の目的。除雪機械の整備。

1. 取得の方法。指名競争入札。

1. 取得金額。20,680,000 円。（うち消費税相当額 1,880,000 円）

1. 契約する相手の住所及び名称。

島根県松江市東津田町 1266 番地 1。コマツ山陰株式会社。松江支店 支店長 高木孝二。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 4 年度（交付金）除雪機械整備事業（11 t 級除雪ドーザ）。

入札の日時。令和 4 年 4 月 19 日（火）午前 11 時 00 分。

落札金額。18,800,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県松江市東津田町 1266 番地 1。コマツ山陰株式会社。松江支店 支店長 高木孝二。

以下に入札の状況を記載しておりますのでご覧ください。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となります。仮契約金額 20,680,000 円です。落札率につきましては、100%でありました。

次ページには仮契約書の写しを付けておりますのでご覧ください。議案第 46 号についての説明は以上です。

続いて、議案第 47 号について説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。除雪ドーザ（タイヤ式 5 t 級）。

1. 取得の目的。除雪機械の整備。

1. 取得の方法。指名競争入札。

1. 取得金額。12,078,000 円。（うち消費税相当額 1,098,000 円）

1. 契約する相手の住所及び名称。

島根県松江市東津田町 1266 番地 1。コマツ山陰株式会社。松江支店 支店長 高木孝二。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 4 年度（交付金）除雪機械整備事業（5 t 級除雪ドーザ）。

入札の日時。令和 4 年 4 月 19 日（火）午前 11 時 05 分。

落札金額。10,980,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県松江市東津田町 1266 番地 1。コマツ山陰株式会社。松江支店 支店長 高木孝二。

以下に入札の状況を記載しておりますのでご覧ください。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となります。仮契約金額は 12,078,000 円です。落札率につきましては、100%でありました。

次ページには仮契約書の写しを付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 48 号、財産（飯南町立頓原小学校スクールバス）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第48号について説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙。

1. 取得の内容。飯南町立頓原小学校スクールバス。
1. 取得の目的。飯南町立頓原小学校スクールバスの更新。
1. 取得の方法。指名競争入札。
1. 取得金額。9,570,000 円。（うち消費税相当額 870,000 円）
1. 契約する相手の住所及び名称。

島根県飯石郡飯南町上赤名 126 番地 4。有限会社飯南自動車整備工場。

代表取締役 長谷川城昭。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名。令和 4 年度飯南町立頓原小学校スクールバス購入事業。

入札の日時。令和 4 年 5 月 31 日（火）午前 11 時 10 分。

落札金額。8,700,000 円。

入札の方法。指名競争入札。

落札者。島根県飯石郡飯南町上赤名 126 番地 4。有限会社飯南自動車整備工場。

代表取締役 長谷川城昭。

入札状況は以下ご覧のとおりです。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額

です。仮契約金額は9,570,000円です。落札率は、89.8%です。

次3ページの方に、仮契約書の写しを付けております。4ページには購入予定のバスの外観の写真を付けております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は11時20分といたします。

午前 11 時 09 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き提案理由の説明を行います。

議案第49号、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第49号について説明します。

令和4年度飯南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,912万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億3,725万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月7日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国庫支出金。既決額に2,333万円を追加し、12億9,265万2千円。

款、県支出金。既決額に703万5千円を追加し、7億1,366万9千円。

款、繰入金。既決額に60万円を追加し、6億4,030万円。

款、繰越金。既決額に1,465万9千円を追加し、1,965万9千円。

款、諸収入。既決額に409万8千円を追加し、1億3,986万6千円。

款、町債。既決額に2,940万円を追加し、7億9,530万円。

歳入合計。既決額に7,912万2千円を追加し、84億3,725万8千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。

款、議会費。既決額に2千円を追加し、6,052万8千円。

款、総務費。既決額に2,438万3千円を追加し、12億9,415万4千円。

款、民生費。既決額から153万1千円を減額し、13億3,311万3千円。

款、衛生費。既決額から429万5千円を減額し、8億1,915万4千円。

款、農林水産業費。既決額に2,495万4千円を追加し、12億7,923万7千円。

款、商工費。既決額に210万2千円を追加し、3億1,954万4千円。

款、土木費。既決額から135万円を減額し、6億3,770万8千円。

款、教育費。既決額に3,484万4千円を追加し、4億7,868万4千円。

款、災害復旧費。既決額に1万3千円を追加し、8億5,586万8千円。

歳出合計、既決額に7,912万2千円を追加し、84億3,725万8千円。

ページをおめくりください。第2表 債務負担行為補正。追加です。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和5年度分）。期間、令和5年度から令和8年度まで。限度額、1,160万円。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和5年度分）保育士分。期間は令和5年度から令和6年度まで。限度額、340万円です。

これらの追加につきましては、令和5年度から医療及び福祉従事者をめざす学生さんへの助成金。上段の方は看護師1名、それから介護士が3名分、計4名分を想定しております。また、下段の方の保育士の方につきましては、短大生2名分を想定して債務負担行為を追加しております。

ページをおめくりください。第3表 地方債補正。変更です。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債。変更前限度額に対し360万円増額し、変更後限度額1,050万円。これは消防団第4分団の消防車庫解体工事の財源とするものです。

起債の目的、農業施設整備事業債。変更前限度額に対し190万円増額し、変更後限度額1億1,650万円。これはリースハウスの団地整備事業の補助財源の更正によるものです。

起債の目的、義務教育施設整備事業債。変更前限度額に対し1,860万円増額し、変更後限度額2,550万円。こちらは小中学校体育館の照明LED化の財源とするものです。

起債の目的、社会教育施設整備事業債。変更前限度額に対し530万円増額し、変更後限度額1,180万円。これは志々トレーニングセンターの照明のLED化の財源とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書ですが、めくっていただきまして、8 ページ、総括の方です。歳入の方は説明は省略しまして、歳出。歳出合計の財源内訳です。

国県支出金 3,036 万 5 千円の増。地方債 2,940 万円の増。その他特定財源 400 万 3 千円の増。一般財源 1,535 万 4 千円の増です。

めくっていただきまして 9 ページ、歳入です。

款、国庫支出金、目、教育費国庫補助金は、各小中学校の体育館の LED の交換への新規の補助金であります。

下の農林水産事業費国庫補助金は、来島牧場への追加補助金、2,000 万円など。

その下、ダム対策費国庫委託金は、労務単価の改正により増。

款、県支出金、目、農林水産業費県補助金は、リースハウス整備事業の補助金の組み替えによる増と減であります。

下のページ、10 ページ。18 款の繰入金と、その下の 19 款、繰越金。それぞれの補正財源とするものであります。

次の款、諸収入につきましては、宝くじの助成が新規採択によりましてあります。その下の、農林水産業費雑入につきましては、ヘリコプター売却によります町への返還金です。

続く、款、町債の方ですけども、めくっていただきまして 11 ページ。事業の新規や変更に伴う増減であります。この教育債につきましては、先ほども言いました小中の体育館への LED 照明への起債の増であります。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続きまして歳出の方です。概要説明資料の方はめくっていただきまして 2 ページの方です。

款、項、目、ともに議会費。こちらの方は会計年度任用職員の社会保険制度改正になりまして、10 月から社保現在加入していますが、共済組合へ移行となるための増額であります。これ以降ですね同じ理由で数千円程度の少額補正が 19 事業ありますけども、説明の方は重なるため、概要の説明欄の方でご参照いただくこととして省略させていただきます。

きます。

また、続く、款、総務費、項、総務管理費。特別職と一般職の人件費につきましては、
共済利率の変更や4月の人事異動による増や減でありますけども、後ほど給与費明細書
で一括説明しますのでこちらの方も省略させていただきます。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

目、財産管理費。その他町有財産臨時管理費につきましては、来島消防防災センター
の完成に伴い4分団が今まで使用していた車庫が不要になったことから、車庫を解体す
るための増額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続く、庁舎経常管理費の方につきましては、会計年度任用職員の新しく採用したため
による増であります。

ページをめくっていただきまして。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして13ページ、中ほどをご覧ください。目、地域振興費。定住促進対策事業
につきましては、新築住宅建築支援事業など、定住住宅あるいは空き家購入等に関する
補助金の申請者の増によります増額です。

地域・人づくり事業につきましては、宝くじ助成の採択による補助金の増、また若者
と女性の活躍応援事業の補助金の申請団体の増による2団体分の増額です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

目、ダム対策費。ダム貯水池景観保全事業につきましては、労務単価会計による委託
料増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、14ページをお願いします。項、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本
台帳経常管理費につきましては、マイナンバーカードの更なる取得促進に向けて、会計
年度任用職員1名の採用によります人件費の増額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続いて15ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計
操出金は、人事異動による減額です。

目、老人福祉費。老人保護措置費は養護老人ホームの介護職員処遇改善加算による増
額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、16ページ中ほどです。款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。
簡易水道事業会計補助金につきましては、特別会計で説明いたします。

○病院事務長（高橋 克裕）

続いて、介護保険サービス事業会計操出金につきましては、特別会計で説明します。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて17ページ、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業振興臨時管理費は、ファームアシスト飯南の無人ヘリコプターを有償売却することになり、これに伴う県返還金です。

続いて、園芸振興対策事業は、白ネギの作付け規模拡大に伴う導入機械追加による補助金の増額です。

続いて、リースハウス団地整備事業は、補助金の確定による財源の変更です。

続いて、目、畜産業費。畜産臨時管理費は、哺育牛舎に配備するダンプトラックの修繕に伴う増額です。

続いて、18ページ。乳用牛生産振興事業は、来島牧場の増頭計画で一部の設備が追加補助の対象となったことによる増額です。

続いて、項、林業費、目、造林費。町行造林事業は、県の示す造林単価、諸経費比率に改訂があったことによる事業費の増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、人件費関係を省略いたしまして、ページ、19ページ、下段になります。

款、土木費、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、特別会計で説明をいたします。

○教育次長（石飛 幹祐）

20ページをお願いいたします。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費につきましては、人件費のために省略いたします。

下の方、項、小学校費、目、学校管理費。小学校共通臨時管理費につきましては、頓原小学校保健室のエアコンの取替えによるものです。

目、学校建設費。小学校防災機能強化事業ですが、町内小学校体育館の照明をLEDにするためのものです。

次のページをご覧ください。項、中学校費、目、教育振興費については、人件費のため省略いたします。

目、学校建設費。中学校防災機能強化事業ですが、町内中学校の体育館の照明をLEDに交換するものです。

次、項、社会教育費、目、社会教育総務費については、人件費のため省略いたします。

次に、項、保健体育費、目、体育施設費。体育施設維持修繕工事は、志々トレーニングセンターの照明をLED照明に交換するものです。 以上です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、22ページ。款、災害復旧費、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施

設災害復旧費。こちらにつきましては、人件費に関する補正です。歳出の説明は以上です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、23 ページ、給与費明細書であります。はじめに特別職の方ですけども、共済費の方の比較の方で数字があがっております。若干下がっておりますけども、これは共済の利率が下がったためによるものであります。

続いて、一般職の方、総括の方で下のページの方です。めくっていただきまして 25 ページの方から詳細があります。アの会計年度任用職員以外の職員でありますけども、4 月の人事異動や特別会計から一般会計に移動したことによる職員手当の増額。共済費については先ほど説明したとおりなんですけども、一般職の方は、ベースアップがありましたり異動がありまして増となっております。

イの会計年度任用職員の方はですね、職員数の方は 2、増となっておりますがこちらの方、新規採用によりましての増員であります。その報酬や手当が同時に増額となっております。

下の 26 ページ以降は、職員手当の増減明細などありますのでご覧いただければと思います。議案第 49 号につきましてはの説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 50 号を説明します。

令和 4 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 235 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,551 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日 提出、飯南町長。

2 ページです。

第 1 表、歳入歳出予算補正。款の合計額を読み上げます。歳入です。

款、繰入金。既決額から 235 万 5 千円を減額し、5,620 万 6 千円。

歳入合計。既決額から 235 万 5 千円を減額し、6 億 5,551 万 5 千円。

次に歳出です。

款、総務費。既決額から 235 万 5 千円を減額し、4,697 万 3 千円。

歳出合計。既決額から 235 万 5 千円を減額し、6 億 5,551 万 5 千円。

次の事項別明細書です。4 ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略させていただき、歳出の財源内訳は、すべてその他特定財源で 235 万 5 千円の減額です。

続いて、5 ページです。概要説明書は 5 ページとなります。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。職員の人事異動による給与費等の繰入金の減額です。

続に 6 ページです。歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。職員の人事異動による人件費の減額です。次の 7 ページから給与表をのせておりますが、一般会計に準じておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります

次に議案第 51 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 51 号について説明します。

令和 4 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,317 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日 提出、飯南町長。

2 ページです。

第 1 表 歳入歳出予算補正。款について読み上げます。歳入。款、繰入金。既決額に 82 万 8 千円を追加し、581 万 3 千円。

歳入合計。既決額に 82 万 8 千円を追加し、3,317 万 5 千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額に 82 万 8 千円を追加し、3,297 万 5 千円。

歳入合計。既決額に 82 万 8 千円を追加し、3,317 万 5 千円。

3 ページから事項別明細書です。4 ページです。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、歳出。歳出合計の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

5 ページです。2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。歳出の増による一般会計からの繰入金です。

6 ページ。3. 歳出。款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費と、会計年度任用職員の共済加入による、一般会計と同様です。

7 ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 44 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。午前中に引き続き提案理由の説明を行います。

議案第 52 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 52 号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。
支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額に 3,909 万 7 千円を追加し、11 億 2,710 万 5 千円。第 1 項、医業費用。既決予定額に 3,909 万 7 千円を追加し、11 億 1,281 万 6 千円。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。
（1）給与費。既決予定額に 2,006 万 7 千円を追加し、6 億 631 万 4 千円。
令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

2 ページです。実施計画書です。

1. 収益的支出。支出です。目について読み上げます。
目、給与費。既決予定額に 2,006 万 7 千円を追加し、6 億 631 万 4 千円。
経費。既決予定額に 1,903 万円を追加し、2 億 7,834 万 6 千円。

3 ページです。明細書です。

1. 収益的支出。支出。目の給与費につきましては、新規採用、人事異動等による職員の人件費です。

経費につきましては、専攻医の受入れをしております、専攻医の給与については派遣元の方から支給されますので、派遣元への、それにかかる費用を派遣元へ負担金として納めるということで、こちらの方に補正をしております。

4 ページから、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表付けておりますが、説明は省略いたします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、及び議案第 54 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第53号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 220 万 6 千円を追加し、2 億 5,565 万円。第 1 項、営業費用。既決予定額に 220 万 6 千円を追加し、2 億 3,900 万円。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 383 万 4 千円を追加し、7,976 万 5 千円。

第 2 項、受益者分担金。既決予定額に 30 万円を追加し、130 万円。

第 3 項、負担金及び受託金。既決予定額に 51 万 5 千円を追加し、51 万 5 千円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 301 万 9 千円を追加し、7,795 万円。

支出。第 1 款、資本的支出。既決予定額に 162 万 8 千円を追加し、1 億 1,550 万 3 千円。

第 1 項、建設改良費。既決予定額に 162 万 8 千円を追加し、382 万 8 千円。

令和 4 年 6 月 7 日 提出。飯南町長。

次に 2 ページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。(支出)。

目、水道事業管理費。既決予定額に 220 万 6 千円を追加し、5,837 万 3 千円。

2. 資本的収入及び支出。(収入)。

目、受益者分担金。既決予定額に 30 万円を追加し、130 万円。

工事負担金。既決予定額に 51 万 5 千円を追加し、51 万 5 千円。

一般会計出資金。既決予定額に 301 万 9 千円を追加し、7,795 万円。

(支出)

目、建設改良費。既決予定額に162万8千円を追加し、382万8千円。

次に3ページです。明細書です。説明資料は、8ページになります。

1. 収益的支出。支出です。水道事業管理費につきましては、頓原浄水場のろ過ポンプ及び赤名浄水場送水ポンプの取替え費用を増額するものです。

次に4ページ、2. 資本的収入及び支出です。説明資料は9ページです。

収入につきましては、八神里山住宅3戸の加入分担金、並びに稼塚谷川災害復旧工事に伴います水道管支障移転の移転補償費、ポンプ取替え等による一般会計からの出資金の増額を計上しております。

支出につきましては、八神里山住宅屋外給水設備工事と稼塚谷川災害復旧工事に伴います支障移転工事を実施するための増額を計上しております。

続く5ページ以降、予定キャッシュフロー計算書等の付属説明資料を付けております。こちらの方はご覧いただきたいと思います。議案第53号の説明は以上です。

続いて、議案第54号について説明します。

第1条 令和4年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、下水道事業費用。既決予定額から278万6千円を減額し、2億8,828万円。第1項、営業費用。既決予定額から278万6千円を減額し、2億5,933万5千円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に364万8千円を追加し、1億7,777万6千円。

第1項、企業債。既決予定額に410万円を追加し、5,520万円。

第2項、受益者分担金。既決予定額に75万円を追加し、375万円。

第3項、負担金及び受託金。既決予定額に28万6千円を追加し、28万6千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額から148万8千円を減額し、1億1,390万6千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に789万8千円を追加し、2億1,633万3千円。

第1項、建設改良費。既決予定額に789万8千円を追加し、2,259万8千円。

次に2ページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

限度額の変更です。変更前の限度額に410万円を追加し、変更後の限度額1,230万円です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額から344万4千円を減額し、554万1千円。

令和4年6月7日 提出。飯南町長。

次に3ページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。(支出)。

目、公共下水道管理費。既決予定額に65万8千円を追加し、3,401万3千円。

総係費。既決予定額から344万4千円を減額し、554万1千円。

2. 資本的収入及び支出。(収入)。

目、企業債。既決予定額に410万円を追加し、5,520万円。

受益者分担金。既決予定額に75万円を追加し、375万円。

工事負担金。既決予定額に28万6千円を追加し、28万6千円。

一般会計出資金。既決予定額から148万8千円を減額し、1億1,390万6千円。

(支出)

目、建設改良費。既決予定額に789万8千円を追加し、2,259万8千円。

次に4ページ、明細書です。

1. 収益的支出。支出につきましては、公共下水道管理費につきましては、頓原地内における下水道引込管修繕費用の増額を計上しております。

総係費につきましては、人事異動に伴う減額です。

次に5ページ、2. 資本的収入及び支出です。説明資料は11ページです。

収入につきましては、合併浄化槽5基増設に伴います受益者分担金の増。八神里山住宅の浄化槽放流ポンプ設置工事に対する負担金の増額。そして建設改良に伴います企業債の増額を計上しております。一般会計出資金の減額につきましては、人事異動に伴う減額です。

支出につきましては、合併浄化槽5基分の追加と、赤名連坦地内の公共下水道公共枿2基の設置工事を実施するための増額を計上しております。

続に、6ページ以降、予定キャッシュフロー計算書等の付属説明資料につきましてはご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

日程第7 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、これより質疑を行います。

はじめに、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第5号、令和3年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第6号、令和3年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第7号、令和3年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

若干、質問したいと思いますが、提案理由の中に改正条例の概要として、（1）第1条関係、ア、証明書の交付及び台帳の閲覧において、住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合とありますが、これはどういうことを想定して、また誰がそういう状況を及ぼすということを認めるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほどの5番議員からのご質問ですけれども、これはドメスティックバイオレンス等の想定でございまして、配偶者ですとか寄せた方からの身体への被害、暴力等からの恐れがある可能性の時に、現在でも各窓口の方にそういう申し入れができるようになって

おります。警察署ですとか女性センターなどの専門の機関の方にご相談をいただいて、その証明をもって届出ができるという形になっておりまして、これが現在は住民票とか戸籍の発行にとどまっておりますが、証明書の発行についても拡大されるということで（聞き取り不能）の制限を行うものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第12号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第4号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第1号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

給付金関係で、速やかな給付をするため専決処分をされたと思うんですけども、説明資料の中で、この対象者が令和4年度分の住民税均等割り非課税ということですけども、この令和4年度分というのは確定はいつ、こういう世帯で該当するということが決定はいつするんですか。お尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

税の賦課に関する内容ですので私の方からお答えします。令和 4 年度分の住民税、令和 3 年中の所得にかかるものです。6 月 1 日が賦課日になっております。

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

そうしますと該当するということが 6 月 1 日に確定するということで、その時点で該当と思われる方に、すべての給付金ですけれども、該当する方に申請をしてもらうのか、一方的に、口座がわからんといけんから連絡はするんですね、たぶん。

あなたは該当されますよということを連絡するんじゃないかと思うんですけども、そのへんは町長の行政報告でも、今、準備を進めておりますということで、要は何が言いたいかというと、専決しなくても、今こうやって、この予算で、今回の補正で十分間に合うんじゃないかというふうに思ったんですけどもいかがでしょうか

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。

6 月のところで補正をかけるのも最初は想定をしていたんですけども、システムの準備に時間を要することと、6 月中に準備ができたものから速やかに支給することと国の方からも示されておりまして、なるべく 6 月中にということもあったところがありまして、専決処分という形で 5 月 15 日現在のところで今想定できる見込み額を岡山の情報公社の方に求めまして、専決処分で今対応させていただいておるところでございます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

同じく、住民課の給付金もございますけれども、いずれも 6 月中に支給をするのが望ましいという指示が出ておりまして、できるだけ速やかに支給をするということで、6 月 1 日には、1 月 1 日に本町に住所のある方については課税、非課税が判例できるということで、その対象者の方には速やかに申請書をお送りする、申請書確認書をお送りするということで準備を進めております。

なお、福祉事務所の非課税世帯の方につきましては、1 月以降の転入世帯が含まれて

おりまして、こちらについては課税、非課税の判定に少し時間がかかるということが想定されております。

マイナンバーの情報連携の情報が6月20日以降でないと判明しないという、全国的にですね、状況がございまして、それ以降の発送準備ということになろうかと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、土地改良事業計画についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号、財産（乗用ステレオスプレーヤ）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい。3番。

ちょっとあとの契約書にも関わるんですけども、この契約書の、仮契約書の中の納期限というのがありますが、この納期限というのはどういう形で決まるのでしょうか。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

消防軽積載車につきましては、半導体等の需要が多くてですね、なかなか車等の納車にも時間がかかるということから、3月末ということにしております。以上です。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい。

すべてのものが、今そういう状況にあるのは理解できるんですけども、3月31日というのは年度の終わりですが。こういう整備をするにあたって、必要だから整備をするわけですよね。さっきの半導体が来ないから車ができないとか、車両が改良しないといけないわけでしょうから、そうするのに時間が要する。それは業者が、例えば3月31日に納期を持ってきてもらわないと準備ができませんといって納期をそこにもっていくのか。逆に、入札の前の段階で、うちは12月31日でもいいでしょう、12月20日でもいいです。そこで自分たちはここに欲しいと、ここまでにほしいと、入れてほしいと。それで納期限を、入札の前にここに設定をして、設定をして入札をかけるというわけじゃないですね。それは今の話だとこっちがその状況を勘案してそこへ持っていったような印象を受けるんだけど、入札する前に業者が何社か集まったときに、今の状態だとこれはもう3月31日を納期にしてもらえなかったら納めることができませんということで納期をそこにきったのか。だれがその納期を決めたのかがよくわからない。今の話だと役場の方がそこへ、裁量というか、そういう品薄のものを配慮してそこにしたような印象を受けるような回答だったけど、そういうもんなんですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

入札を行うまでのところでですね、納期の方を決めて、それで入札をしていただいております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、財産（11 t 級除雪ドーザ）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

除雪車の購入、財産の入札ですので、予定価格の公表はないと思うんですけども、それでありながら落札率が100%になったということが理解しがたいところがあるんですけども、経過なり何なり少し説明していただければと思います。これと次の分はまたあれですので、除雪ドーザだけが今回100%ということだったもので、それについての見解といいますかお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員からのご質問にお答えします。この度、次の議案と除雪ドーザ 2 台購入を出しておりますが、いずれも落札率100%という結果でございました。100%になった要因としましては、このドーザの予定価格の設定につきましては、指名通知を出す業者の方からそれぞれ見積もりを徴収いたしまして、その内の安い金額の方を予定価格と設定をして入札を行っております。そうした中でこの度 1 社は辞退をされまして、コマツの方が札を入れられましたら、除雪機におきまして先ほどの半導体、そういったもの等ですね、今現在はこの予定価格を設定した時よりも10から15%今現在車体価格は上がっております。そうした中でコマツとしても利益等も考えた中で、その当時町の方へ出された見積もり額と同額の札を入れられました。その予定価格の方、コマツの方が安かったのをそれを予定価格にしておったことによって、結果的に100%という落札率となったところであります。以上です。

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

今の見識は、とりあえず説明についてはわかりました。その11 t 級除雪ドーザということでの入札を行うにあたって、全国レベルのメーカーは、4 社か5 社か、よくわかりません。数社あると思うんですけども、コマツだけがそういうメーカーのひとつで後のところには指名がないという、指名の仕方というか、それについて説明をお願いできますか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

引き続き7番議員からの質問にお答えします。おっしゃられるように国内にはコマツ以外に、コベルコ、キャタピラー、日立諸々メーカーがございます。これまで飯南町において除雪機の購入の際、指名をしておりましたのがコマツ、原商、日本キャタピラー、この3社が指名願いを町の方に出しておられて、この3社をそれぞれ指名をして、これまで入札を行ってまいっております。今年度につきましては、日本キャタピラーにつきましては指名願いの方も出されていないというところで、この度、コマツと原商の2社を指名しております。原商の方につきましては、日本キャタピラー、日立、コベルコのメーカーのものを取り扱っておられるというところで、その取扱いのある機械の中で選定をされて毎回応じておられたというところがございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい。3番。

納期限にこだわっておるんですけども、これ1月31日の納期限なんです。さっき言われたほんとにずれていて、たぶん業者側がそれじゃないと納まらん、今もなんかそんなこと言われたんですけども、1月31日に仮に納車されたら、今年の除雪というか令和4年度の除雪には用はなさんという話にならないですか。納期限というのは、この買ったものが今年の除雪作業に使われて意味がある。納期限というのは逆に言うと12月20日とかそのぐらいには納めてくださいと言わないといけないもんじゃないんですか。どうなんでしょう。契約なんだけど何とかしないといけない、それは原因はいろいろあると思いますよ。今みたいな半導体が云々という問題はあるかもしれないけども、そういうことで納入期限を決めておっていいんですかね。そこが疑問なんです。さっきも3月31日であんまり納得はできないんだけど、それはそれとして、今のこの本来1月31日で役に立たないものを今年のうちに買うんですよ。それなら来年の があっても5月でもお金は取っておいた方がいいんじゃないかという話。今使わなくてもいいんじゃないかみたいな話になりませんか。というところでこの納期限というのがちょっと、なぜ1月31日なのか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

3番議員からのご質問にお答えします。この度の除雪ドーザについては、おっしゃら

れるように1月31日納期限ということでの契約となっております。こちらとしましては、やはり除雪に間に合わないといけないというところで、これまで除雪に間に合うように11月納期限ということで、これまで入札購入は行っていました。

今年度の場合はですね、昨今のそういった情勢でなかなか難しいというところもあります。最終的に1月31日となったわけですがけれども、1月31日にしてますけれども、なるべく年内に納められるよう努力をしていただきたいということを言っていて、メーカーの方も今後の情勢がわからないので、うちとしては12月末に、12月年内に納車いただくように設定をしたかったですけれども、今後の情勢がどうなるかわからないという中で、もう一つ（聞き取り不能）を持って欲しいというところがありまして、最終的に除雪ドーザについては1月31日、契約上は納期限となっております。

であります。うちとしてはコマツ山陰さんの方には年内に納めていただけるよう事あるごとをお願いしているところでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号、財産（5 t級除雪ドーザ）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号、財産（飯南町立頓原小学校スクールバス）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。はじめに、歳入について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。続いて、歳出について質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

学校のＬＥＤ化、体育館のＬＥＤ照明の関係で、説明資料の中で小学校については頓原、来島小学校という記述がございます。それから中学校では頓原、赤来中学校という。志々小学校はおそらくトレーニングセンターだと思います。そういうふうにしていくと、赤名小学校だけがのってないというか何か事情が、その要因がありますか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

ご質問いただきました。赤名小学校につきましては、体育館のＬＥＤ照明化が既にできておりますので今回は出しておりません。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号、令和4年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号、令和4年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号、令和4年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

まず総務厚生常任委員会は、承認第1号、同じく承認第2号、議案第42号、議案第45号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、以上7議案。

次に教育経済常任委員会は、承認第4号、議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第53号、議案第54号、以上8議案。

予算特別委員会は承認第3号、承認第5号、議案第49号、以上3議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。以上で、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、8日と9日は休会とし、本会議の再開は10日、午前9時といたします。一般質

問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。一般質問をされない方は、その旨報告をお願いをいたします。ご苦労さまでございました。

午後1時48分散会
